

入試セ事一第 132 号  
令和 2 年 11 月 6 日

各都道府県教育委員会教育長  
各指定都市教育委員会教育長  
各都道府県知事  
高等学校を設置する学校設置会社を所轄 殿  
する構造改革特別区域法  
第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長  
独立行政法人国立高等専門学校機構理事長

独立行政法人大学入試センター理事長  
山 本 廣 基  
( 公 印 省 略 )

令和 3 年度大学入学者選抜に係る大学入学共通テスト新型コロナウイルス  
感染症予防対策等について (通知)

令和 3 年度大学入学者選抜に係る大学入学共通テスト実施要項 (令和 2 年 6 月 30 日付け入試セ事一第 22 号独立行政法人大学入試センター理事長通知) の 18 に基づき、令和 3 年度大学入学者選抜に係る新型コロナウイルス感染症に対応した試験実施のガイドライン (令和 2 年 6 月 19 日付け大学入学者選抜方法の改善に関する協議決定、令和 2 年 10 月 29 日改定)、令和 3 年度大学入学者選抜実施要項 (令和 2 年 6 月 19 日) に関する Q&A (令和 2 年 8 月 3 日付け、令和 2 年 9 月 17 日更新 文部科学省高等教育局大学振興課大学入試室)、及び 10 月 15 日に開催された新型コロナウイルス感染症対策分科会 (第 11 回) の審議結果を踏まえ、「令和 3 年度大学入学者選抜に係る大学入学共通テスト新型コロナウイルス感染症予防対策等について」を別紙のとおり定めましたので通知します。

都道府県教育委員会におかれては、所管の高等学校 (中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。) 及び域内の高等学校を所管する指定都市を除く市区町村教育委員会に対し、指定都市教育委員会におかれては、所轄の高等学校に対し、都道府県知事及び構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の長におかれては、所轄の高等学校に対し、独立行政法人国立高等専門学校機構におかれては、国立高等専門学校に対し、周知していただくようお願い申し上げます。

問合せ先  
独立行政法人大学入試センター  
事業部事業第一課  
電話 03-3468-3311 (代表) →音声案内1番

## 令和3年度大学入学者選抜に係る大学入学共通テスト 新型コロナウイルス感染症予防対策等について

〔 令和2年11月6日入試セ事一第132号  
独立行政法人大学入試センター理事長通知 〕

令和3年度大学入学者選抜に係る大学入学共通テスト実施要項（令和2年6月30日付け入試セ事一第22号独立行政法人大学入試センター理事長通知）の18に基づき、令和3年度大学入学者選抜に係る新型コロナウイルス感染症に対応した試験実施のガイドライン（令和2年6月19日付け大学入学者選抜方法の改善に関する協議決定、令和2年10月29日改定）（以下「ガイドライン」という。）、「令和3年度大学入学者選抜実施要項（令和2年6月19日）に関するQ&A」（令和2年8月3日付け、令和2年9月17日更新 文部科学省高等教育局大学振興課大学入試室）、及び10月15日に開催された新型コロナウイルス感染症対策分科会（第11回）の審議結果を踏まえ、大学入学共通テスト（以下「共通テスト」という。）の実施に当たっての新型コロナウイルス感染症予防対策等を次のとおり定める。

なお、感染症予防対策等については、ガイドラインのうち共通テストを実施する上で必要な箇所を抜粋し（枠囲み）、そこに共通テスト固有の感染症予防対策等を追記している。

### 1. 試験室の設定等

#### (1) 試験室の確保【ガイドライン2(1)①・②関係】

### 2. 試験場の衛生管理体制等の構築

#### (1) 事前の準備

##### ①試験室の確保

可能な限り受験生の人数を通常の講義、会議等での使用時における収容定員の半分程度以内とすることが望ましいが、もともと不正防止等の観点から②で示す座席間の距離が確保されており、本ガイドラインで示すその他の様々な感染対策を講じていれば、試験室の確保について追加的な対応は不要であること。

##### ②試験室の座席間の距離の確保

試験場ごとに、教室の数や大きさ、受験者数が異なることが想定されるが、あらかじめ感染拡大の防止策を講じていることを踏まえ、座席の配置は、なるべく1メートル程度の間隔を確保すること。

- 共通テストの試験室の設定に関し、受験者の座席について、ガイドラインではなるべく1メートル程度の間隔が確保され、マスク着用の義務付け等、ガイドラインで示された様々な感染対策を講じていれば、試験室の確保について追加的な対応は不要であることとされていることから、従来の大学入試センター試験における試験室の

設定の考え方は変更しないものとする。

## (2) 別室の確保【ガイドライン2(1)⑥, (2)①・④関係】

### 2. 試験場の衛生管理体制等の構築

#### (1) 事前の準備

##### ⑥別室の確保

発熱・咳等の症状のある者や無症状の濃厚接触者のための別室を設けること。別室においては、基本的に概ね2メートル以上の間隔での座席配置を行うこと。別室は、大学等の実情に応じ、可能であれば医師、看護師等の待機場所から近い方が望ましいこと。

なお、基礎疾患を有する者や合理的配慮を要する障害等のある受験生のための別室とは別に確保すること（別室の設定については、2.(2)①の※及び④iv)の※も参照すること）。

#### (2) 試験当日の対応

##### ①マスク着用の義務付け

発熱・咳等の症状の有無にかかわらず、試験場内では、昼食時を除き、マスクの着用を義務付けること。休憩時間や昼食時等の他者との接触、会話を極力控えるよう要請すること。試験監督者等についても同様であること。なお、何らかの事情によりマスクの着用が困難な者も想定されるが、そのような者は、あらかじめ申し出るよう周知するとともに、別室において受験させること。

※発熱・咳等の症状のある者や無症状の濃厚接触者とは同室にしないこと。

##### ④無症状の濃厚接触者\*への対応

##### iv) 終日、別室で受験すること

※発熱・咳等の症状のある受験生のために準備している別室に加え、試験運営上、可能な限り、新たな別室を設けることが望ましい。無症状の濃厚接触者と発熱・咳等のある受験生を同じ別室で受験させる場合であっても、それらの受験生と基礎疾患を有する者や合理的配慮を要する障害等のある受験生を同一の別室で受験させないこと。

- ガイドラインを踏まえ、対応すること。
- 共通テストにおいては、感覚過敏等によりマスクの着用が困難な者は、「医師の診断書」を提出して受験上の配慮申請を行い、別室での受験を申請すること（「受験案内」40ページ参照。）。なお、マスクを着用することが困難である旨あらかじめ申出がない受験者については、追試験（令和3年1月30日(土)及び31日(日)）に実施する試験の場合は特例追試験。以下同じ。）の受験申請を案内することとし、受験は認めないこと。

### (3) 医師、看護師等の配置【ガイドライン2(1)⑤関係】

## 2. 試験場の衛生管理体制等の構築

### (1) 事前の準備

#### ⑤医師、看護師等の配置

発熱・咳等の症状のある受験生が受験する場合に備えて、大学等の実情に応じ、医師、看護師等の配置に努めること。

- 受験者の体調不良に適切に対応するため、実施要領のとおり、休養室又は医務室等（以下「休養室等」という。）に医師を配置（医師の配置が困難な場合には看護師等を配置）すること。
- 体調不良者に対応するための休養室等についても、「2. 各種感染防止策」に示すような試験室と同等の感染防止策を講じること。
- 体調不良者を検温するため、休養室等には体温計を準備すること。

### (4) 受験者等の控室の設置【ガイドライン2(1)⑫関係】

## 2. 試験場の衛生管理体制等の構築

### (1) 事前の準備

#### ⑫保護者控室の設置

試験場への入場者数や集団の形成を極力抑制する観点から、受験以外の用務がある者の入場は最小限になるようにし、保護者控室については原則設置しないことが望ましいこと。ただし、受験生への付き添いが必要な場合もあり得るため、この場合は、受験生と同等の感染予防を講じることを条件に、入場を認めること。

- 受験者の控室を設置する場合、座席については、なるべく1メートル程度の間隔を確保し、マスク着用の義務付け、換気の実施等、「2. 各種感染防止策」に示すような感染防止策を講じた上で、受験者同士の会話、交流、接触を極力控えるよう、掲示等で注意喚起を行うこと。
- 保護者等の控室は原則設置しないこととし、受験者以外の入場は、受験上の配慮として付添者の同伴を許可している場合など限定的に行うこと。
- 同伴を許可している場合には、付添者の氏名、連絡先等を確認すること。また、付添者の控室等についても、試験室と同等の感染予防等を実施すること。

## 2. 各種感染防止策

(1) 受験者のマスク着用の義務付け等【ガイドライン2(1)③, 2(2)①関係】

**2. 試験場の衛生管理体制等の構築**

(1) 事前の準備

③マスク、速乾性アルコール製剤の準備

試験場内におけるマスクの着用を義務付けることとし、未所持者にはマスクの提供を行うこと。また、試験場入口や試験室ごとに速乾性アルコール製剤を配置すること。

(2) 試験当日の対応

①マスク着用の義務付け

発熱・咳等の症状の有無にかかわらず、試験場内では、昼食時を除き、マスクの着用を義務付けること。休憩時間や昼食時等の他者との接触、会話を極力控えるよう要請すること。試験監督者等についても同様であること。なお、何らかの事情によりマスクの着用が困難な者も想定されるが、そのような者は、あらかじめ申し出るよう周知するとともに、別室において受験させること。

※発熱・咳等の症状のある者や無症状の濃厚接触者とは同室にしないこと。

- 試験当日、マスクを着用していない受験者がいた場合には、あらかじめ各試験場で準備したマスクを試験場の入口等で配付し、試験場では常に着用させること。
- 休憩時間や昼食時等の他者との会話、交流、接触を極力控えるよう、掲示等で注意喚起を行うこと。

(2) 試験室ごとの手指消毒の実施・速乾性アルコール製剤等の準備【ガイドライン2(1)③, 2(2)②関係】

**2. 試験場の衛生管理体制等の構築**

(1) 事前の準備

③マスク、速乾性アルコール製剤の準備

試験場内におけるマスクの着用を義務付けることとし、未所持者にはマスクの提供を行うこと。また、試験場入口や試験室ごとに速乾性アルコール製剤を配置すること。

(2) 試験当日の対応

②試験室ごとの手指消毒の実施

試験室への入退室を行うごとに、速乾性アルコール製剤による手指消毒を義務付けること。試験監督者等についても同様であること。

- 試験室の出入り口付近に速乾性アルコール製剤等を置き、入退室を行うごとに手指消毒を行うよう、掲示等で周知すること。

- 試験室以外にも、建物入り口や受験者控室など受験者が出入りする場所及び予備の試験室の入り口にも設置すること。

### (3) 換気の実施【ガイドライン2(2)⑦関係】

#### 2. 試験場の衛生管理体制等の構築

##### (2) 試験当日の対応

###### ⑦換気の実施

試験室の大きさやそれに対する受験生の数、出題科目ごとの試験時間が異なるなど、事情が様々であることから、一律に換気の目安を示すことは難しいものの、可能な限り換気の頻度を多くすることが望ましく、少なくとも1科目終了ごとに、できるだけすべての窓を可能な限り長く、少なくとも10分程度以上開放することが望ましいこと。

- 1科目終了ごとにできるだけ全ての窓を可能な限り長く、少なくとも10分程度以上開放することが望ましいこと。なお、「地理歴史、公民」及び「理科②」の2科目受験者試験室の中間時間については、可能な範囲で実施すること。
- 寒冷地の試験場については、当日の気温や気候状況等により、10分程度以上連続して開放することが困難な場合には、温度・湿度が適切に維持されるよう、例えば、暖房設備を稼働させつつ、よりこまめに短時間の換気を繰り返し実施するなどの工夫を行うこと。

### (4) 昼食時の対応【ガイドライン2(2)⑧関係】

#### 2. 試験場の衛生管理体制等の構築

##### (2) 試験当日の対応

###### ⑧昼食時の対応

昼食時の受験生同士の会話、交流、接触を最大限に抑制する観点から、待機室、食事用控室、学生食堂の開放等を行わず、受験生には昼食持参と自席での食事を要請すること。通常、試験室での飲食を禁止している大学等においては、試験日については自席での飲食を認めること。また、試験場内では感染拡大防止の観点からマスクの着用を義務付けていることから、マスクを外すことになる昼食に際しては、あらかじめその時間を限定して設定すること。

- 試験室の自席で食事をするよう、監督者から指示をすること。
- 共通テストの昼食については、1日目は「国語」の入室終了時刻の15分前までに、2日目は「数学②」の入室終了時刻の15分前までに終わらせるよう、監督者から指示をすること。

○ また、昼食中は会話を控えることや、食事をとり終えた後は速やかにマスクを着用することを併せて監督者から指示をすること。

※ 受験上の配慮を許可されている者については、症状等に応じて適切に対応すること。

#### (5) トイレの使用【ガイドライン2(1)⑩関係】

### 2. 試験場の衛生管理体制等の構築

#### (1) 事前の準備

##### ⑩トイレの使用

トイレは感染リスクが比較的高いとされていることから、トイレ入口に動線を示す（例えばマーキング等により1メートル以上の間隔をとる）とともに、入口において、混雑を避けた利用、利用後の手洗いなどを促す案内紙を掲示すること。大学等の実情に応じ、可能な範囲でトイレ休憩の時間を長めに確保すること。また、トイレ内については換気に注意を払うこと。なお、発熱・咳等の症状のある受験生や無症状の濃厚接触者に該当する受験生に対し別室での受験を認める場合は、試験運営上、可能な限り、トイレを別に確保することが望ましい。

○ 受験者が混雑を避けてトイレを利用したことにより、次の試験時間の受験者入室終了時刻までに間に合わない場合には、その状況等により、適宜、試験開始時刻を繰り下げるなどの対応をとること。

#### (6) 試験室の机，椅子の消毒【ガイドライン2(1)⑦，2(3)②関係】

### 2. 試験場の衛生管理体制等の構築

#### (1) 事前の準備

##### ⑦試験室の机，椅子の消毒

試験前日に消毒用アルコール（次亜塩素酸ナトリウム液（漂白剤）を希釈したものや界面活性剤でも可）を使用した拭き取りを行うこと。また、試験日程が連続し、座席利用者が異なるような場合には、当日の試験終了ごとに拭き取りによる消毒を行うこと。

試験開始前の72時間以内に、試験場となる施設の関係者の感染が判明した場合には、保健所等と連携して、当該感染者が活動した範囲を特定して汚染が想定される物品を消毒すること（消毒できていない箇所は立ち入り禁止とするなどの処置も考えられる）。

#### (3) 試験終了後

##### ②試験室の机，椅子の消毒

試験日程が連続し、座席利用者が異なるような場合には、当日の試験終了ごとに消毒用アルコール（次亜塩素酸ナトリウム液（漂白剤）を希釈したものや界面活性剤でも可）を使用した拭き取りを行うこと。なお、試験終了後、使用した教室を72時間以上使用しない場合には、吐しゃ物などの汚物がない限り、特に消毒は必要ないこと。

- 試験開始前72時間以上使用していない机，椅子については，試験前日の消毒用アルコール等による拭き取りは行うことを要しないこと。
- 原則として，受験者は2日間同じ座席であるため，1日目終了後に消毒用アルコール等で拭き取りを行うことは必要ないが，何らかの理由で座席を移動することに備え，各試験室に消毒用アルコール等を準備し，座席利用者が変わる場合には，消毒用アルコール等で拭き取りを行うこと。

また，体調不良等を申し出た受験者の座席について，当該試験時間終了後に，当該受験者が使用していた座席の拭き取りを行うとともに，移動後の座席についても，当該受験者のその日の受験科目終了後に拭き取りを行うこと。

- 試験室（試験実施本部含む。）等として利用した教室等について，共通テストの全日程終了後の翌日に授業を行うなど利用する機会がある場合には，試験終了後，消毒用アルコール等を使用した拭き取りを行うこと。

## (7) その他

- 各試験室において主任監督者が受験者に口頭で指示することを考慮し，マスクの着用に加え，主任監督者と受験者との距離を2メートル以上確保し，飛沫対策を講じること。なお，試験室の構造上，主任監督者と受験者との距離を2メートル以上確保できない場合は，ビニールカーテンを設置するなどの代替措置を講じること。

## 3. 試験場入場時等の対応

### (1) 試験場への入場方法の検討【ガイドライン2(1)⑨関係】

#### 2. 試験場の衛生管理体制等の構築

##### (1) 事前の準備

##### ⑨試験場への入場方法の検討

入場開始時間を早めることなどにより，試験開始までの時間に余裕を持たせたり，受験番号ごとに入場時間を割り振る，一定間隔を空けて入場させる，複数の入口，門を使用する，入場に当たって行列が生じる箇所がある場合には動線を示す（例えばマーキング等により1メートル以上の間隔をとる）など，入場時の混雑を避けるため



の工夫を行うこと。

- ガイドラインを踏まえ、入場時の混雑を避けるための工夫を検討し、大学のホームページ等であらかじめ周知すること。

## (2) 試験場入場前の対応【ガイドライン2(2)⑨関係】

### 2. 試験場の衛生管理体制等の構築

#### (2) 試験当日の対応

##### ⑨試験場入場前の対応

非接触体温計などによる検温については、新型コロナウイルスの特性として熱の高低での識別が難しいこと、検温実施のために密空間が生じるおそれがあることなどから、必ずしも全員に一律に行う必要はないこと。ただし、試験場の入口に、発熱・咳等の症状のある場合はその旨を申し出ることを記載した案内紙を掲示するなど、体調不良者に注意を促すことが望ましい。

- 試験場の入り口には、発熱・咳等の症状のある体調不良の受験者は申し出るよう案内を掲示し、注意喚起を行うこと。また、実際に体調不良の申出があった場合は、当該受験者を休養室等へ移動させ、その後の対応は「4. 発熱・咳等の症状や、その他体調不良を申し出た受験者への対応」のとおりとすること。
- 共通テストにおいては、どの試験場も、試験場入場時におけるサーモグラフィ等による受験者の検温を行わないこと。その理由については、別添「新型コロナウイルス感染症対策分科会（第11回）配布資料4」を参照すること。

## (3) 試験終了時の試験室からの退室方法の検討【ガイドライン2(1)⑩関係】

### 2. 試験場の衛生管理体制等の構築

#### (1) 事前の準備

##### ⑩試験終了時の試験室からの退出方法の検討

終了時の混雑を避けるため、各試験室からの一斉退出は認めず、あらかじめ教室ごと又は教室内の列ごとなどに退出の順番を決めておく、一定間隔を空けて退場させる、複数の出口、門を使用する、退出に当たって行列が生じる箇所がある場合には動線を示す（例えばマーキング等により1メートル以上の間隔をとる）などの工夫を行うこと。

- 試験終了後の一斉退出による混雑を避けるため、監督者から他の人と一定間隔を空けるよう、指示を行うこととしているが、このほかに、各大学の試験室の態様及び座席配置状況等を踏まえ、あらかじめ退室の順番や、試験場からの退出方法等を検討

し、監督者から必要な指示をすること。

#### 4. 発熱・咳等の症状や、その他体調不良を申し出た受験者への対応【ガイドライン2(2)③ 関係】

(別紙1「発熱・咳等の症状や、その他体調不良を申し出た受験者の休養室等での対応」  
参照)

#### 2. 試験場の衛生管理体制等の構築

##### (2) 試験当日の対応

##### ③発熱・咳等の症状のある受験生への対応

試験開始前に発熱・咳等の症状の有無を試験監督者より確認し、本人の申出により、発熱・咳等の症状のある受験生がいた場合には、診療室で対応することを案内しつつ、追試験による対応等を提示すること。ただし、追試験を受験することなどが難しいなど特別な事情がある場合には、別室での受験を提示することができること。

- 監督者から各試験時間の受験者入室終了後の指示事項において、発熱・咳等の症状のある受験者は申し出るよう指示することとしており、申出があった場合は、連絡員等が受験者を休養室等へ移動させるとともに、監督者は試験場本部に連絡すること。また、試験時間中に、発熱・咳等の症状を申し出た場合についても、同様の対応とすること。
- 休養室等では医師等により、別紙2「令和3年度大学入学共通テスト 健康状態チェックリスト」(以下「チェックリスト」という。)に基づき、受験者の症状について確認を行い、必要に応じて処置等を講じること。また、当該受験者の氏名、受験番号、症状等を控えておくこと。
- 共通テストにおいては、どの試験場も、チェックリストの項目に該当した受験者については、追試験の受験申請を案内することとし、特別な事情の有無にかかわらず、例外なく、それ以降の受験は認めないこと。
- チェックリストの項目に該当しない受験者について、継続受験を希望する場合には別室での受験とし、受験者間は概ね2メートル以上の間隔での座席配置とすること(当初の試験室で受験できる状況の場合には、当初の試験室に戻して受験させても差し支えない)。なお、継続受験を希望しない場合には、追試験の受験申請を案内すること。
- 受験者から発熱・咳等の症状の申出がない場合でも、明らかに激しい咳を何度もしていることなど、監督者において、当該受験者の症状が他の受験者に影響があると判断できる場合には、試験場本部に連絡した上で、当該受験者の受験を中断し、申し出た場合と同様に対応すること。

○ これらの対応を踏まえ、追試験の受験申請に関し、従来、1日目又は2日目において、一つの教科・科目でも受験した者については、当該試験日を追試験の対象としな  
いこととしていたが、令和3年度共通テストにおいては、一つの教科・科目でも受験  
した者についても、当該試験日に体調不良を申し出た場合（明らかに激しい咳を何度  
もしていることなど、監督者において、当該受験者の症状が他の受験者に影響がある  
と判断し、受験を中断した場合を含む。）、体調不良の申出があった時点で終了してい  
ない試験時間以降の教科・科目を対象として追試験の受験申請ができることとする  
こと。

なお、チェックリストの項目に該当した受験者が1日目に追試験の受験申請をし  
た場合、併せて2日目についても、追試験の受験申請をさせること。

## 5. 無症状の濃厚接触者への対応【ガイドライン2(2)④・⑤関係】

(別添「新型コロナウイルス感染症対策分科会（第11回）配布資料4」参照)

### 2. 試験場の衛生管理体制等の構築

#### (2) 試験当日の対応

##### ④無症状の濃厚接触者\*への対応

\*本ガイドラインにおける濃厚接触者とは、保健所より濃厚接触者に該当すると伝えられた者のほ  
か、過去2週間以内に、政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域から日  
本に入国した者を含む。

以下のいずれの要件も満たし、本ガイドラインで示す感染対策が講じられている  
場合には、無症状の濃厚接触者から他の受験生や試験監督者に感染するおそれは極  
めて少ない（日常生活を送る上で感染する可能性と同等）ことから、各大学の実情等  
を勘案の上、無症状の濃厚接触者の受験を認めることができること。当日受験させな  
いこととする場合は、追試験による対応等を提示すること。

i) 初期スクリーニング（自治体によるPCR検査及び検疫所における抗原定量検  
査）の結果、陰性であること

※検査結果が判明するまでは受験不可とし、その者については追試験を受験させ  
ること。

ii) 受験当日も無症状であること

※保健所において濃厚接触者であることやPCR検査の結果が陰性であること  
を文書等で証明することはないため、入学志願者から無症状の濃厚接触者であ  
ることの申告をあらかじめ受け、上記i)及びii)の要件を満たすことを確認  
した上で受験を認めること（保健所より濃厚接触者に該当すると伝えられた者  
が本項の対象であり、単に周囲に感染者がいたというだけの者は通常どおりの  
受験をさせること）。

iii) 公共の交通機関（電車、バス、タクシー、航空機（国内線）、旅客船等）を利用せず、かつ、人が密集する場所を避けて試験場に行くこと

※該当者に対し、あらかじめこのことを周知し、自家用車等の利用を求めること。

iv) 終日、別室で受験すること

※発熱・咳等の症状のある受験生のために準備している別室に加え、試験運営上、可能な限り、新たな別室を設けることが望ましい。無症状の濃厚接触者と発熱・咳等のある受験生を同じ別室で受験させる場合であっても、それらの受験生と基礎疾患を有する者や合理的配慮を要する障害等のある受験生を同一の別室で受験させないこと。

#### ⑤無症状の濃厚接触者が受験する別室の感染対策

④の定めるところにより、無症状の濃厚接触者の受験を認める場合には、以下の対策を講じること。

i) 建物内において、別室まで他の受験生と接触しない動線を確保すること

※完全に動線を別に設ける必要はなく、受験生同士の距離が一定間隔空くような、何らかの対策が取られていればよく、互いにマスクを着用していれば、単にすれ違う場合は、感染対策上は問題ない。

ii) 別室では受験生の座席間隔を2メートル以上確保すること

iii) 受験生と試験監督者の距離を2メートル以上（答案回収等の際にはこの限りではない）確保すること

iv) 受験生も試験監督者もマスクの着用を義務付けるとともに、入退室時の手指消毒を徹底すること

※試験時間中は、頻繁に会話をするような状況も生じないことから、上記の条件を満たし、本ガイドラインで示す感染対策が講じられておれば、他の受験生や試験監督者が感染するおそれは極めて少ない（日常生活を送る上での感染する可能性と同等）。

○ 共通テストにおいては、どの試験場も、受験希望の申出があった無症状の濃厚接触者がガイドライン2(2)④のi)～iv)のいずれの要件も満たしている場合は、受験を認めることとすること。

○ 無症状の濃厚接触者からの受験希望の申出は、試験前日の午前10時まで受け付けることとし、申出があった場合には、以下の事項について自署した書面をFAX等で提出させた上で、ガイドラインに基づき対応すること。

(申出時に報告が必要な事項)

- ・受験番号
- ・試験場コード
- ・氏名及び緊急連絡先

- ・濃厚接触者に該当すると判断した保健所の名称
- ・保健所から濃厚接触者に該当すると連絡があった日
- ・保健所から健康観察期間として不要不急の外出を控えるよう指示されている期間
- ・保健所によるPCR検査の結果又は検疫所による抗原定量検査の結果（一般のクリニック等での検査では受験要件を満たさないこと。）

## 6. 保健所等の行政機関への協力【ガイドライン2(3)③関係】

### 2. 試験場の衛生管理体制等の構築

#### (3) 試験終了後

##### ③保健所等の行政機関への協力

試験終了後に、新型コロナウイルスの感染が判明した受験生や試験監督者等がいた場合には、当該試験場の大学等は、濃厚接触者の特定など、保健所等の行政機関が行う必要な調査への協力を行うこと。

※単に新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）の通知を受けたのみの者は、感染者にも濃厚接触者にも該当するものではなく、本項で定める協力が必要になるのは、保健所等の行政機関から要請を受けた場合であること。

- 試験終了後に、新型コロナウイルスの感染が判明した受験者や監督者等がいた場合には、濃厚接触者の特定を行うため、「入学志願者名簿」や試験実施関係者の名簿等を準備し、保健所等の行政機関が行う必要な調査への協力を行うとともに、大学入試センターにもその旨連絡をすること。

## 7. 監督者等への周知事項等

試験実施本部において、次の事項を定め、監督者等にあらかじめ周知すること。

### 【事前準備】

#### (1) 監督者等に対する感染対策の要請等【ガイドライン2(1)⑬関係】

### 2. 試験場の衛生管理体制等の構築

#### (1) 事前の準備

##### ⑬試験監督者等に対する感染対策の要請

「三つの密」の回避や、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生をはじめとした基本的な感染対策の継続など、感染拡大を予防する「新しい生活様式」を実践すること。また、他の疾患の罹患等のリスクを減らすため、各自の判断

において予防接種を受けておくことが望ましいこと。

- ガイドラインを踏まえ、対応すること。

## (2) 監督者等の体調管理等【ガイドライン2(1)④関係】

### 2. 試験場の衛生管理体制等の構築

#### (1) 事前の準備

##### ④試験監督者等の体調管理等

当日試験業務に携わる試験監督者等については、試験前7日程度を目安に、朝などに体温測定を行うことを要請し、体調不良などを訴える者がいた場合に備え、代替の試験監督者等を確保し、自宅待機や医療機関の受診など、各大学の労務管理上、適切な対応をとること。

- ガイドラインを踏まえ、対応すること。
- また、今後、地区により感染が拡大した場合においても、受験者が安心して受験できる環境を確保するため、監督者への試験前2週間程度の健康管理の要請はもとより、その家族などの関係者自身の健康管理の協力要請について、あらかじめ周知を行うこと。

#### 【試験当日の対応】

## (3) 監督者等への周知事項【ガイドライン2(2)①・②関係】

### 2. 試験場の衛生管理体制等の構築

#### (2) 試験当日の対応

##### ①マスク着用の義務付け

発熱・咳等の症状の有無にかかわらず、試験場内では、昼食時を除き、マスクの着用を義務付けること。休憩時間や昼食時等の他者との接触、会話を極力控えるよう要請すること。試験監督者等についても同様であること。なお、何らかの事情によりマスクの着用が困難な者も想定されるが、そのような者は、あらかじめ申し出るよう周知するとともに、別室において受験させること。

※発熱・咳等の症状のある者や無症状の濃厚接触者とは同室にしないこと。

##### ②試験室ごとの手指消毒の実施

試験室への入退出を行うごとに、速乾性アルコール製剤による手指消毒を義務付けること。試験監督者等についても同様であること。

- 試験場本部や試験室の入退室を行うごとに、速乾性アルコール製剤等で手指消毒を行うこと。また、無症状の濃厚接触者である受験者のいる別室においては、特にマ

スクの着用や手指消毒等の基本的な感染対策を徹底すること。

- 主任監督者は、マスクを着用したまま指示事項等の発言を行うこと。そのため、発言内容について受験者がしっかり聞き取れるように発言すること。

また、他の監督者は、試験室内の主任監督者から離れた位置でも発言内容が聞き取れるかどうか必ず確認し、聞き取れない場合は、直ちに主任監督者に知らせ、試験の進行に支障が生じないようにすること。

#### (4) 受験者から体調不良の申出があった場合の対応

- 受験者から体調不良の申出があった場合には、その内容や申出時間等の必要事項を確認の上、監督要領及び「4. 発熱・咳等の症状や、その他体調不良を申し出た受験者への対応」のとおり対応すること。
- なお、受験者から発熱・咳等の症状の申出がない場合でも、明らかに激しい咳を何度もしていることなど、監督者において、当該受験者の症状が他の受験者に影響があると判断できる場合には、試験場本部に連絡した上で、当該受験者の受験を中断し、申し出た場合と同様に対応すること。

#### 【試験終了後の対応】

#### (5) 監督者等の健康観察【ガイドライン2(3)①関係】

### 2. 試験場の衛生管理体制等の構築

#### (3) 試験終了後

##### ①試験監督者等の健康観察

当日試験業務に携わった試験監督者等については、毎朝、体温測定や体調の観察を行うことを要請し、体調不良などを訴える者がいた場合には、自宅待機や医療機関の受診など、各大学の労務管理上、適切な対応をとること。

- ガイドラインを踏まえ、対応すること。

#### 8. その他【ガイドライン3関係】

### 3. 受験生に対する要請事項

試験場における感染拡大を防止し、受験生自身が安心して受験できる環境を確保していくためにも、あらかじめ受験生に要請しておくべき事項を整理しておくことが必要である。例えば、以下のようなことが挙げられる。

##### ①自主検温

試験日の7日程度前から、朝などに体温測定を行うこととし、体調の変化の有無を確認すること。

②医療機関での受診

試験日の2週間程度前から発熱・咳等の症状がある受験生はあらかじめ医療機関での受診を行うこと。

③受験できない者

新型コロナウイルス感染症に罹患し、試験日に入院中又は自宅や宿泊施設において療養中の者は受験できないこと。発熱・咳等の症状がない無症状の濃厚接触者については、上記2.(2)④⑤で示す条件のもと、各大学の判断により、受験できる場合があることから、受験予定の大学に問い合わせる受験の可否を確認すること。

④受験の取り止め

大学入試センターと各大学は、新型コロナウイルス対応の専用ホームページなどを通じて、追試験等の実施方法や日時等に関する情報を提供しつつ、試験の前から継続して発熱・咳等の症状のある受験生は、当初予定していた日程ではなく、追試験等の受験を検討すること。

⑤試験当日における対応

発熱・咳等の症状のある受験生は、試験当日の検温で、37.5度以上の熱がある場合は受験を取り止め、追試験等の受験を検討すること。また、37.5度までの熱はないものの、発熱や咳等の症状のある受験生は、その旨を試験監督者等に申し出ること。

症状の有無にかかわらず、各自マスク（何らかの事情によりマスクの着用が困難な場合は、あらかじめ受験する大学に相談すること）を持参し、試験場では、昼食時以外は常に着用すること。休憩時間や昼食時等における他者との接触、会話を極力控えること。

⑥試験当日の服装、昼食

試験当日、試験室の換気のため窓の開放等を行う時間帯があるため、上着など暖かい服装を持参すること。また、試験場で食堂の営業等を行わないため、昼食を持参し、あらかじめ指示された時間内に自席で食事をとること。

⑦予防接種

他の疾患の罹患等のリスクを減らすため、各自の判断において予防接種を受けておくことが望ましいこと。

⑧「新しい生活様式」等の実践

日頃から、手洗い・手指消毒、咳エチケットの徹底、身体的距離の確保、「三つの密」の回避などを行うとともに、バランスのとれた食事、適度な運動、休養、睡眠など、体調管理に心がけること。

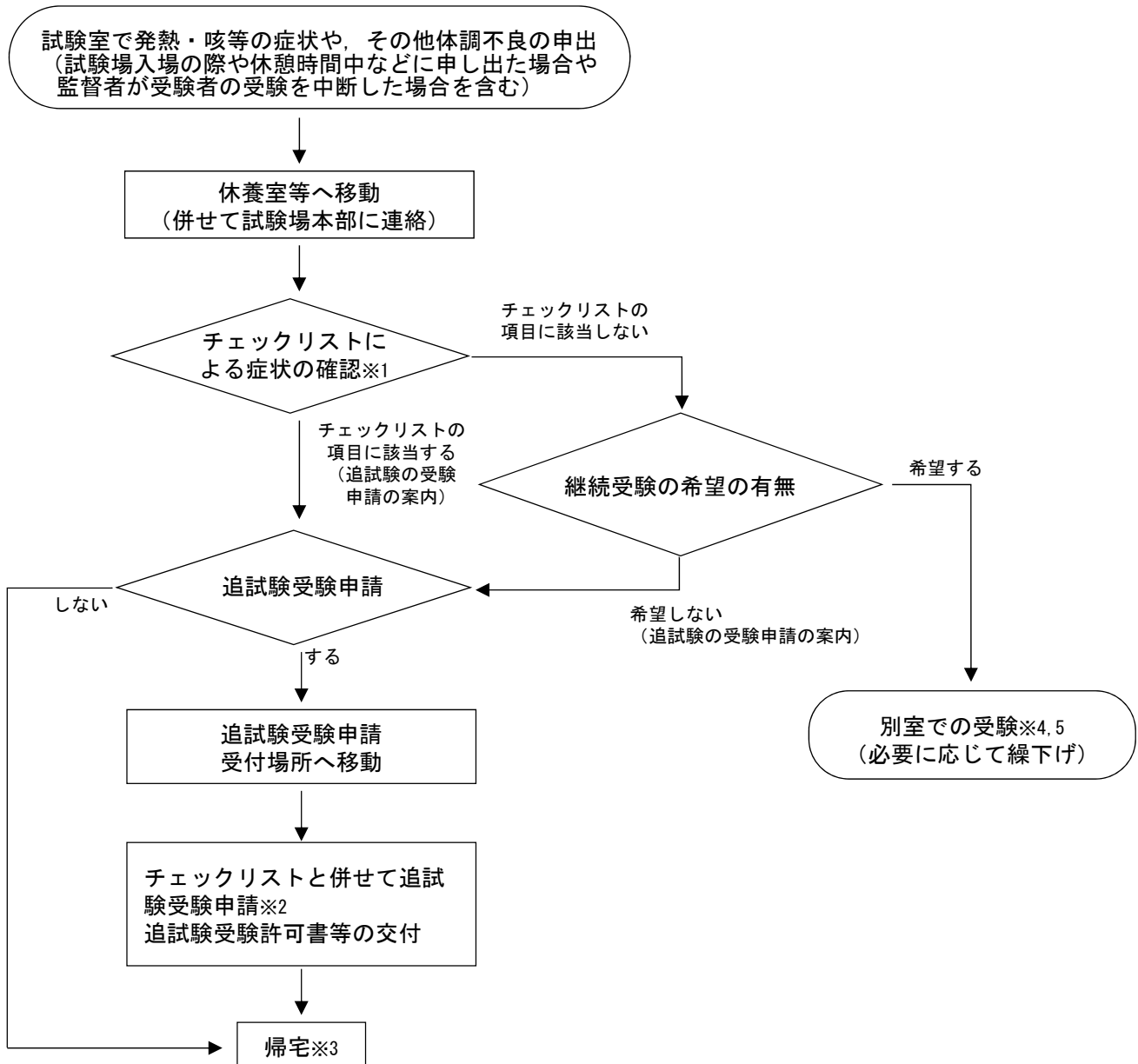
⑨新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）のダウンロード



「新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCoA:COVID-19 Contact Confirming Application)は、利用者が新型コロナウイルス感染症の陽性者と接触した可能性がある場合に通知を受けることができるものであり、その後の検査の受診など保健所のサポートを早く受けることができることから、これを活用することが望ましいこと。なお、通知を受けたことが直ちに濃厚接触者であることを意味するものではないことに留意すること。

- 試験場における感染拡大を防止し、受験者自身が安心して受験できる環境を確保していくため、試験場では常にマスクを着用することなどの試験場における適切な行動や、発熱・咳等の症状がある場合の対応など、あらかじめ受験者に要請しておくべき事項については、大学入試センターから受験票とともに送付する「受験上の注意」やホームページにおいて、あらかじめ周知を行う。
- また、今後、地区により感染が拡大した場合においても、受験者が安心して受験できる環境を確保していくため、受験者への試験前2週間程度の健康管理の要請はもとより、その家族や高等学校の教員などの関係者自身の健康管理の協力要請について、ホームページにおいて、あらかじめ周知を行う。
- 保健所から濃厚接触者に該当するとされた受験者のうち、無症状の者については、以下のいずれの要件も満たしている場合には、受験が認められることから、受験を希望する場合には、試験前日の午前10時までに受験を予定している試験場の大学に申し出ること。
  - i) 初期スクリーニング（自治体によるPCR検査又は検疫所における抗原定量検査）の結果（一般のクリニック等での検査では受験要件を満たさないこと。）、陰性であること
    - ※ 検査結果が判明するまでは受験はできないため、その場合は追試験の受験申請をすること。
  - ii) 受験当日も無症状であること
  - iii) 公共の交通機関（電車、バス、タクシー、航空機（国内線）、旅客船等）を利用せず、かつ、人が密集する場所を避けて試験場に行くこと
  - iv) 終日、別室で受験すること

発熱・咳等の症状や、その他体調不良を申し出た受験者の  
休養室等での対応



※1 休養室等では、医師等により、当該受験者の氏名、受験番号、新型コロナウイルス感染症の疑いの有無をチェックリストにより確認、必要に応じて処置等の実施

※2 発熱・咳等の症状を申し出た試験時間又は監督者が当該受験者の受験を中断した試験時間を含め、当該試験時間以降の教科・科目を対象として追試験を受験申請できることとするため、試験場本部要員が当日の受験済み科目の確認

※3 試験時間中に申出があった場合や、監督者において受験者の症状が他の受験者に影響があると判断し、当該受験者の受験を中断させた場合は、当該試験時間が終了するまで休養室等で一時休養させ、当該試験時間終了後に帰宅させること

※4 当該別室は体調不良者のために設置する予備の試験室（受験者間は概ね2メートル以上の間隔での座席配置）

※5 当初の試験室で受験できる状況の場合には、当初の試験室に戻して受験させても差し支えない

## 令和3年度大学入学共通テスト 健康状態チェックリスト

## 実施大学記入欄

令和3年 月 日 時 分

大 学 名	
試 験 場 名	
試験場コード	

受験番号		氏 名	
------	--	-----	--

【確認結果のチェック欄は、受験者本人が記入しても構いませんが、必ず医師又は看護師が確認してください。】

	確認項目	確認結果	
A	発熱の症状がある（37.5度以上） 〔 度〕※検温結果を記入してください。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
	息苦しさ（呼吸困難）がある	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
	強いだるさ（倦怠感）がある	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
B	味を感じない（味覚障害がある）	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
	臭いを感じない（嗅覚障害がある）	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
	咳の症状が続いている	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
	咽頭痛が続いている	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
	下痢をしている（持病や食あたりなど新型コロナウイルス感染症以外の原因が推測されるものを除く）	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
	過去2週間以内に、同居している者で医療機関を受診して新型コロナウイルス感染症の罹患が疑われ、かつ、その疑いが否定されないまま症状が続いている者がいる、又は、過去2週間以内に、政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域等の在住者との濃厚接触（1m程度以内で15分以上接触）がある	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ



・ A欄で1項目以上、又は、B欄で2項目以上該当する場合は、当該受験者だけではなく他の受験者や試験監督者等の安全確保のため、本日の試験を受けることはできません。追試験の受験申請をすることになります。

・ 該当しない場合で、体調回復後、受験者が希望する場合は、本日の試験を引き続き受けることができます。

（その他の症状）※上記の確認項目以外の症状を記入してください。

確認者名（自署）：

※必ず医師又は看護師のご署名をお願いします。

注)本紙は、追試験の受験申請をする場合に必要資料として取り扱います。

試験場本部 記入欄	追試験受験申請(帰宅)		継続受験	
	あり	なし	別室	当初試験室

## 【目的】

大学入学志願者の高等学校段階における基礎的な学習の達成の程度を判定し、大学教育を受けるために必要な能力について把握することを目的として、大学が共同して実施。センター試験の後継。

## 【試験期日】

・共通テスト(1): 令和3年1月16日(土)、17日(日)

・共通テスト(2): 令和3年1月30日(土)、31日(日)

※共通テスト(1)の追試験としても実施  
試験会場は全都道府県に設置

・特例追試験: 令和3年2月13日(土)、14日(日)

※共通テスト(2)の追試験として実施  
試験場は原則として全国2地区会場

## 【参考: 令和2年度センター試験の利用状況等】

・志願者数: 557, 699人

[対前年度▲19, 131人]

・受験者数: 527, 072人

[対前年度▲19, 126人]

・試験場数: 689試験場

[対前年度▲4試験場]

・利用大学数: 706大学(国立82、公立91、私立533)

[対前年度+3大学]

152短期大学 (公立13、私立139)

[対前年度+3短期大学]

## 【令和3年度試験時間割】

※出題教科科目数 6教科30科目

期 日	出題教科・科目		試験時間
1 日目	地理歴史 公民	「世界史A」「世界史B」 「日本史A」「日本史B」 「地理A」「地理B」 「現代社会」「倫理」 「政治・経済」「倫理, 政治・経済」	2科目受験 9:30～11:40 1科目受験 10:40～11:40
		国 語	「国語」 13:00～14:20
	外国語	「英語」「ドイツ語」「フランス語」 「中国語」「韓国語」	「英語」【リーディング】 「ドイツ語」「フランス語」 「中国語」「韓国語」【筆記】 15:10～16:30 ----- 「英語」【リスニング】 17:10～18:10
2 日目	理科①	「物理基礎」「化学基礎」 「生物基礎」「地学基礎」	9:30～10:30
	数学①	「数学I」「数学I・数学A」	11:20～12:30
	数学②	「数学II」「数学II・数学B」 「簿記・会計」「情報関係基礎」	13:50～14:50
	理科②	「物理」「化学」 「生物」「地学」	2科目受験 15:40～17:50 1科目受験 16:50～17:50

# 大学入学者選抜方法の改善に関する協議

## 位置付け

大学関係者及び高等学校関係者等の連携協力のもとに、大学入学者選抜の実施方法、大学入学共通テスト等に関する事項について協議を行う会議体（文部科学省高等教育局長決定）

## 協力者

石崎 規生	全国高等学校長協会大学入試対策委員会委員長
圓月 勝博	日本私立大学連盟教育研究委員会委員長
大林 誠	全国商業高等学校長協会常務理事
岡 正朗	国立大学協会入試委員会委員長
沖 清豪	早稲田大学文学学術院・教授
川嶋 太津夫	大阪大学高等教育・入試研究開発センター長・特任教授
河野 茂	国立大学協会入試委員会副委員長
柴田 洋三郎	公立大学協会指名理事・第2委員会副委員長
島田 康行	筑波大学人文社会系教授
清水 一彦	山梨県立大学理事長・学長
高田 直芳	埼玉県教育委員会教育長
田中 厚一	日本私立短期大学協会副会長
長塚 篤夫	日本私立中学高等学校連合会常任理事
萩原 聡	全国高等学校長協会会長
牧田 和樹	全国高等学校PTA連合会長
安井 利一	日本私立大学協会推薦
山本 廣基	独立行政法人大学入試センター理事長

（臨時協力者）

鈴木 基	国立感染症研究所感染症疫学センター長
柳元 伸太郎	東京大学保健・健康推進本部・教授
和田 耕治	国際医療福祉大学医学部公衆衛生学・教授

## 令和2年度協議状況

### 第1回 令和2年6月11日（木）

- 令和3年度大学入学者選抜における試験期日及び試験実施の際の配慮事項について
- 新型コロナウイルス感染症に対応した試験実施のガイドラインについて

等

### 第2回 令和2年6月17日（水）

- 令和3年度大学入学者選抜における試験期日及び試験実施の際の配慮事項について
- 新型コロナウイルス感染症に対応した試験実施のガイドラインについて

等

# 令和3年度大学入学者選抜に係る新型コロナウイルス感染症に対応した試験実施のガイドライン（令和2年6月19日「大学入学者選抜方法の改善に関する協議」決定）【概要】

## 1. 基本的な考え方

本ガイドラインは、**各試験場において新型コロナウイルスの感染拡大の防止**を図り、受験生に安心して受験できる場を提供する視点に立って、**大学入試センター及び各大学が試験実施体制を整えるに当たっての望ましい内容や方法等を提示するもの**

## 2. 試験場の衛生管理体制等の構築

大学入試センター及び各大学は、試験場において、以下に示す**3つの時点ごと**に新型コロナウイルスの感染拡大を防止するための**措置をとること**

### (1) 事前の準備

- ☑ 試験室数や、試験室の座席間の距離の確保（なるべく1m程度）
- ☑ マスク、速乾性アルコール製剤の準備、試験室の机、椅子の消毒
- ☑ 医師、看護師等の配置
- ☑ 発熱・咳等の体調不良者のための別室の確保
- ☑ 試験会場への入場方法及び退出方法の検討（密状態の回避）
- ☑ 新型コロナウイルス対応の専用相談窓口の設置 等

### (2) 試験当日の対応

- ☑ マスク着用、試験室ごとの手指消毒の義務付け
- ☑ 換気の実施（少なくとも1科目終了後ごと）
- ☑ 発熱・咳等の症状のある受験生への対応（追試験や別室での受験を提示）
- ☑ 昼食時の対応（自席での食事を要請） 等

### (3) 試験終了後

- ☑ 試験監督者等の健康観察
- ☑ 保健所等の行政機関への協力（仮に感染者がいた場合の対応） 等

## 3. 受験生に対する要請事項

試験場における感染拡大を防止し、受験生自身が安心して受験できる環境を確保していくためにも、あらかじめ**受験生に要請しておくべき事項を整理**

- ☑ 医療機関の事前受診（発熱・咳等の症状のある者）
- ☑ 体調不良の場合、追試験等の受験を検討
- ☑ 試験当日の各自検温、発熱・咳等の症状の申出、マスクの持参等
- ☑ 「新しい生活様式」等の実践 等

※今後、**新たな感染拡大**や**科学的知見の発見**があった場合には、**改めて本ガイドラインの内容を検討**

# 大学入学共通テスト新型コロナウイルス感染症予防対策（案）【概要①】

本予防対策は、令和3年度大学入学者選抜に係る新型コロナウイルス感染症に対応した試験実施のガイドライン（令和2年6月19日「大学入学者選抜方法の改善に関する協議」決定）をベースに、大学入学共通テスト実施に当たって各大学が対応する内容を整理したものの。

## 1. 試験室の設定等

- ☑ 試験室の座席間の距離（1メートル程度）の確保
- ☑ 休養室に医師等を配置
- ☑ 保護者等の控室は原則設置しない 等

## 2. 各種感染防止策

- ☑ 昼食時を除きマスクの常時着用を義務付け（未所持者にはマスクを提供）
- ☑ 速乾性アルコール製剤等を配置し、入退室を行うごとに手指消毒を義務付け
- ☑ 1科目終了ごとに少なくとも10分程度以上換気
- ☑ 昼食時は学生食堂等の開放は行わず、他者との会話等を極力控えつつ、自席での食事を指示
- ☑ トイレ入口に導線を示し、混雑を避けた利用を促すとともに、必要に応じ試験開始時間を繰り下げ
- ☑ 試験前日に机・椅子等のアルコール消毒実施
- ☑ 主任監督者の口頭指示による飛沫対策のため、主任監督者と受験者との距離を2メートル以上確保 等

## 3. 試験場入場時等の対応

- ☑ 入場時の混雑を避けるため、各試験場ごとに、入場開始時間の前倒しや、一定間隔の確保、複数の入口・門の使用などの工夫を行い、大学のホームページ等で周知
- ☑ 発熱・咳等の症状のある受験者は申し出るよう、試験場入口に案内を掲示し、注意喚起  
※サーモグラフィーなどによる検温について（別紙）
- ☑ 一斉退出による混雑を避けるため、退室の順番や、試験場からの退出方法等を監督者から指示 等

## 4. 発熱・咳等の症状を申し出た受験者への対応

- ☑ 各試験の開始前ごとに、発熱・咳等の症状の有無を監督者が確認し、症状のある者は、休養室で対応
- ☑ 休養室では医師等がチェックリスト（次頁参照）に基づき受験者の症状について確認。
- ☑ チェックリストの確認項目に該当した者は、追試験を案内  
※当日の受験は認めない。
- ☑ チェックリストの確認項目に該当せず、継続受験を希望する場合は別室受験 等  
※別室の座席間隔は概ね2メートル以上とする。

# 大学入学共通テスト新型コロナウイルス感染症予防対策（案）【概要②】

## 5. 保健所等の行政機関への協力

- ☑ 試験終了後、感染が判明した受験者・監督者等がいた場合、保健所等行政機関が行う調査に協力

## 6. 監督者等への周知事項等

- ☑ 感染拡大を予防する「新しい生活様式」を実践
- ☑ 試験前7日間を目安に継続して体温測定を実施  
※試験当日の監督者等の体調不良に備え、大学は代替要員を確保する。
- ☑ 監督等の業務従事後、体温測定や体調観察を実施 等

## 7. 受験者に対する周知

- ☑ 試験の前から継続して発熱・咳等の症状がある場合、あらかじめ医療機関での受診を行うこと
- ☑ 新型コロナウイルス罹患中の者は受験できないこと
- ☑ 試験当日は自主検温を行い、37.5度以上の熱がある場合は受験を取り止め、追試験の受験を検討すること
- ☑ 37.5度までの熱はないものの、発熱や咳等の症状のある者は、その旨監督者等に申し出ること
- ☑ 「新しい生活様式」を実践するとともに、体調管理に心がけること
- ☑ [新型コロナウイルス接触確認アプリCOCOA](#)のダウンロードが望ましいこと 等

## 【参考】

### ●発熱・咳等を申し出た受験者用チェックリスト

※A欄で1項目以上、又はB欄で2項目以上、本チェックリストに該当する場合は、追試験を案内

※チェックリスト該当者には医療機関への受診を勧める

	確認項目
A	発熱の症状がある（37.5度以上）
	息苦しさ（呼吸困難）がある
	強いだるさ（倦怠感）がある
B	味を感じない（味覚障害がある）
	臭いを感じない（嗅覚障害がある）
	咳の症状が続いている
	咽頭痛が続いている
	下痢をしている（持病や食あたりなど新型コロナウイルス感染症以外の原因が推測されるものを除く）
	過去2週間以内に、同居している者で医療機関を受診して新型コロナウイルス感染症の罹患が疑われ、かつ、その疑いが否定されないまま症状が続いている者がいる
	過去2週間以内に、政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域等の在住者との濃厚接触がある



# 試験場において入場時の検温を実施しないことについて（案）

## 大学入試の特性

（基本的特性）

- 1つの会場に集合して実施するものの、受験者は体調管理に心がけている特定された者であり、試験中は解答に集中し、他者との交流・接触を行うものではないことから、ガイドラインに沿った感染防止策を講じておけば、感染のリスクは低い。

（大学入学共通テストの特性）

- 大学入学共通テストにおいては、体調不良者の事前の特定や試験場での隔離について、十分な対策を講じることとしている。

大学入学共通テストのガイドライン（案）

【受験者に対する周知】

- （i）試験当日は自主検温を行い、37.5度以上の熱がある場合は受験を取り止め、追試験の受験を検討すること
- （ii）37.5度までの熱はないものの、発熱や咳等の症状のある者は、その旨監督者等に申し出ること

【当日申し出た受験者への対応】

休養室で医師等による症状の確認が行われ、追試験あるいは別室での受験

## 他のイベント等における検温との関係

- 入国やイベント会場等への入場の前に、サーモグラフィや非接触型体温計などによる検温を実施することは、不特定多数の者のうち、感染している可能性のある者を選別するための一つの有用な手段。
- ➔ 一方、自主検温も行い、これまでの努力の成果を試す重要な機会に際し、万全の体調で臨んでくるであろう受験者については、入場時の検温を実施することによって、かえって無用の不安感や動揺を与えるおそれ。

（不安・動揺を与える要素）

- ・当日の気温や服装、検温器の精度などにより、体温が左右される
- ・個々人の適正体温の違い など

# 無症状の濃厚接触者\*の大学受験について（案）

\*過去2週間以内に、政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域等から日本に入国した者を含む。

## 背景

- 保健所から濃厚接触者に該当するとされた者で、14日間の健康観察期間中に受験日が重なる場合は、無症状でも受験を断念しなければならない。

## 大学入学共通テストにおける対応

- 無症状の濃厚接触者については、以下の要件をクリアしていれば受験を認めることとする。

- ☑ 初期スクリーニング（自治体等によるPCR等検査）の結果、陰性であること  
※検査結果が判明するまでは受験不可とし、その者については追試験を受験
- ☑ 受験当日も無症状であること
- ☑ 公共の交通機関を利用せず、かつ、人が密集する場所を避けて試験場に行くこと
- ☑ 終日、別室で受験すること

- 併せて、試験場においては、以下の感染対策を講じることとする。

- ☑ 別室まで他の受験者と接触しない導線が確保されていること
- ☑ 別室では受験者の座席間隔が2メートル以上空いていること
- ☑ 監督中は受験者との距離を2メートル以上確保すること
- ☑ 監督者の感染対策が講じられていること

## 各大学の入学者選抜における対応

- 共通テストにおける対応も参考にしつつ、各大学の実情や志願者の地理的条件を勘案し、各大学において判断。

# 大学入学共通テストに関する今後のスケジュール

## 受験上の手続

## 感染予防対策

※高校及び大学関係者との協議により、「令和3年度大学入学者選抜に係る新型コロナウイルス感染症に対応した試験実施のガイドライン」を本年6月19日に策定

10月

9月28日～10月8日

**共通テスト出願期間**

センター

10月中旬～下旬

**共通テスト感染症予防対策を策定**

**・各大学へ周知**

11月

10月中旬～10月27日

**大学入試センターより確認はがき  
(出願受理通知)を送付**

各大学

※確認はがきの内容に訂正がある場合は、11月4日までに大学入試センターへ届出

センター・各大学

11月中旬～12月上旬

**確定志願者数に応じた試験場・試験室の  
設定**

11月～1月

**監督者等試験  
実施担当者に対する学内説明会**

12月

12月上旬～12月15日

**大学入試センターより受験票及び  
受験上の注意等を送付**

各大学

12月中旬～試験日まで

**感染症予防対策に  
沿った試験場及び試  
験室の設営準備**

※試験実施に当たって  
の必要事項等の説明・  
演習等による周知

2021年

1月

1/16(土)・17(日)

大学入学共通テスト①

1/30(土)・31(日)

大学入学共通テスト②(①の追試験としても実施)

2月

2/13(土)・14(日)

特例追試験(②の追試験)